

「認可制」と「登録制」の相違点

	認可制	登録制
目的	(不特定多数の)投資家保護	(不特定多数の)投資家保護
相違点を端的に言えば?	当局が上場の審査と許可を行う。	当局へ発行者の書類の提出を行う。
株式市場の運営者	当局(公設市場)	私人(私営市場)
株式市場の特徴	取引所市場(財務局内)	私設取引システム(店頭登録)
当局の役割	上場の審査と許可。	発行者から提出された書類の管理
株式の価値の保証手段	当局による審査と許可	ディスクロージャー(情報開示)
取引価格の算定者	当局	株式市場の投資家1人1人
開示情報の正確性の保証手段	(「投資家の利益を保護する。」という観点からの・という目的を持った開示情報は存在しない。)	①最初期は財務局の職員(当局の公務員)による書類作成。 ②次に、公認会計士による書類作成。 ③その後、公認会計士による監査。
株式市場内で取引される株式の特徴	社債に極めて類似しており、「株式の本源的価値は決して増減しない。」と考える。	「株式の本源的価値は情報開示の都度変動する。」と考える。
発行者が倒産するの可能性	ない	ある
上場廃止について	上場時に定めた「発行者が事業を終了する日」に株式は上場廃止になる。	上場時に定めた「発行者が事業を終了する日」に株式は上場廃止になる。